

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回枚方市地域包括支援センター運営等審議会
開 催 日 時	令和7年8月8日（金） 14時～15時30分
開 催 場 所	枚方市役所 第3分館3階 第4会議室
出 席 者	山田委員、山本委員、緒方委員、金田委員、明石委員、砂原委員、木島委員、室田委員、今西委員
欠 席 者	秦委員、遠竹委員
案 件 名	1. 枚方市地域包括支援センター松徳会の活動報告について 2. 各枚方市地域包括支援センターの実績報告について 3. 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化（常勤換算方法）の実施方針について 4. 枚方市地域包括支援センター包括的支援事業に係る評価及び介護予防支援事業に係る運営指導の実施について
提出された資料等の名 称	資料① 枚方市地域包括支援センター松徳会の活動報告について 資料②-1 介護予防支援委託状況報告書（令和7年4月～6月） 資料②-2 包括的支援事業実績報告書総合相談（令和7年4月～6月） 資料②-3 包括的支援事業実績報告書活動報告（令和7年4月～6月） 資料③-1 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化（常勤換算方法）の実施方針について 資料③-2 職員配置の柔軟化（常勤換算方法）について（案） 資料④-1 地域包括支援センターの評価指標の見直し等について 資料④-2 運営状況の評価（国調査票） 資料④-3 重点的な取組みの評価（市調査票） 資料④-4 指定介護予防支援事業所点検表
決 定 事 項	1. 案件1について報告 2. 案件2について報告 3. 案件3について審議 4. 案件4について報告
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。

審 議 内 容	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、報告を行う会議の会議録のため、運営候補者決定、委託法人の評価に係ることの非公開部分については、結果のみ公開する。また発言者は非公開とする。
傍 聴 者 の 数	_____
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 健康づくり課

1 議 題

【案件1】枚方市地域包括支援センター松徳会の活動報告について

＜資料①-1 枚方市地域包括支援センター松徳会の活動報告について＞

※ 以下、地域包括支援センターを「センター」という。

センター： 私たちが担当している第6圏域をご紹介します。担当してる小学校区は、桜丘、桜丘北、中宮及び明倫です。高齢化率及び要介護認定率はいずれも枚方市の平均値と同程度です。介護予防プランについて、本年7月時点ですが、直接自センターが担当している件数は192件、委託件数は189件となっております。5年前は委託率が60～70%でしたが、要介護認定者数の増加や介護支援専門員数の減少に伴い、委託率は下がっています。総合相談の新規件数は、ひと月あたり実数として65～80件程度です。年々増加しています。担当圏域の医療資源や介護資源はお示しの頁のとおりです。いずれの資源も非常に協力的であり、年2回開催している多職種連携研究会における参加率が高い状況です。

次の頁はセンターに在籍している本年8月1日時点の人数です。7月末で1名退職し、現在9名が在籍しています。勤続年数は大体5年から19年であり、経験のある職員が在籍していることが強みと考えています。平均年齢は52.4歳ということで、他センターよりも少し年齢層が高い状況です。

次の頁以降は、6年程前から整理している総合相談に関する独自のデータをお示ししています。経年変化、地域分析、市民への説明時に活用しています。まず、5歳刻みのデータでは一番多いのが80～84歳で、次いで多いのがその前後の年齢層です。傾向として90～94歳の年齢層ですが、7年前の27件から昨年の75件の推移を踏まえると、相談者の高齢化も進んでいることが分かります。

初回の総合相談における相談者としては、本人、配偶者、子供という順番になっています。要支援者は自身で相談できるケースが多い印象です。

次の頁は総合相談における主訴別のグラフです。例年と相談が多い主訴に変化はなく、運動器、認知症、内科、癌の順番になります。傾向としましては、認知症初期症状に関する相談が増加している印象であり、医療機関にて診断されてから介護保険の利用に繋がるまでの期間における支援が課題と考えています。

次の頁は校区別の相談件数のグラフです。桜丘校区や中宮校区は人口に比例していると推測しています。明倫校区は独居高齢者が多く、また、センターへのアクセスがよいということでこの相談件数となっていると推測しています。

次の頁は町別の相談件数のグラフです。校区別のグラフでは見えづらい変化が町別のグラフだと確認でき、例えばここ3年のデータを参照すると池之宮や星が丘2丁目付近の相談件数が増加しています。当該データを踏まえ、民生委員の地区定例会などで意見交換を行っています。

ここからは持続可能なセンター運営に向けた取り組みについてご説明します。

次の頁は 2020 年から 2024 年までの初回の総合相談件数をお示ししており、5 年で約 1.5 倍に増加しています。

次の頁は月別と曜日別の初回の総合相談件数です。月別を確認すると、一昨年までは季節の変わり目ごとに相談が増加していましたが、昨年はそのような傾向は見受けられません。右側の曜日別を確認すると、これまでは月曜日及び金曜日の相談件数が多い傾向にありましたが、昨年は各曜日とも大きな差はない状況です。

センターにおける課題への対策について、全員で検討しておりお示しの頁のとおり改善に取り組んでいます。相談件数が多い月曜日は電話当番制を導入するとともに、相談対応件数の見える化を行うことにより職員の負担の分担に努めています。

次の頁は相談の主訴ごとに平均年齢を算出しています。いずれも平均 80 歳前後を推移しており、資料の人口ピラミッドを確認すると、これからの 5 年で相談件数が更に増加することが見込まれます。これらの状況を踏まえても、持続可能なセンター運営のための大きな課題として人材の確保が挙げられますし、相談件数は増加する一方でセンター職員は年齢を重ねることから、相談対応に関する機能の維持も検討していかなければなりません。

ここからは地域課題の戦略的アプローチについてご説明します。センターの重要な役割である地域課題へのアプローチですが、課題によってアプローチの方法は異なります。他の地域と共通する課題については、他のセンターと連携することが効果的であると考えています。定年後の男性については、昨今の定年の延長制度や働く高齢者の増加により、一定の介護予防につながっている一方、地域との接点は希薄になり社会参加が不足しています。次の頁からはそのような 60～70 代の男性に向けたアプローチについてご紹介します。

3 年前からスタートとしている男性を中心として畑作業や農作物の収穫を行うサンサンファームや昨年からスタートしている男性だけの簡単ずばら飯料理教室などの活動を他のセンターと連携し取り組んでいます。今後、これらの参加者が主体的に活動を行えるよう支援を行っていきます。

次の頁でお示ししているのは、どのような活動が行われているのか分からないなどの相談を以前から受けていたため、男のセカンドライフと題して本年 7 月に様々な活動を PR する機会を設けています。このイベントは、知的好奇心のスイッチを押すためのものと位置付けており、定年後の男性の社会参加を促進させる様々な活動の紹介を継続していきます。

会長： ご報告ありがとうございました。ただいまの主任ケアマネ部会のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員： センターにおける課題への対策に関する頁の中で、プラン件数の調整と記載がありました具体的な内容を教えてください。

センター： 基本的に対応した職員がケアプランの作成等を担当しますが、担当件数に偏りが生じた際には所長が件数の調整を行うものです。専門職種ごとに決めている担当件数の目安も踏まえ調整を行います。

委員： サンサンファームについて、センター職員はどのような関わり方をしているのでしょうか。

センター： 活動をスタートさせた際、センター職員が主体性を持ち関わっていました。現在は、参加者が主体的に活動を継続できるよう支援を行っていく予定です。

【案件２】各枚方市地域包括支援センターの実績報告について

<資料②-1 介護予防支援委託状況報告書（令和７年４月～６月）>

<資料②-2 包括的支援事業実績報告書総合相談（令和７年４月～６月）>

<資料②-3 包括的支援事業実績報告書活動報告（令和７年４月～６月）>

事務局： 資料②-1についてご説明します。

13か所のセンターの令和７年４月から６月までの月毎の介護予防支援の総件数、委託件数の一覧となっております。また、委託件数から委託率を算出しています。なお、委託件数には総合事業の介護予防ケアマネジメントの件数が含まれております。

続きまして、資料３ページ以降は、委託状況の詳細になります。各センターの令和７年６月分の介護予防支援の委託件数につきまして、いくつの事業者に委託しているか、また、委託先事業者の中で、委託している人数が１０人以上、または委託件数の１０%以上である事業者については委託人数を記載した表となっております。どのセンターも圏域内の事業者から委託の調整を行っており、委託人数が多い委託先事業者は所属する介護支援専門員の人数が比較的多いところであると考えられます。運営指導においても、公平・中立性を意識したうえで、偏りがないよう事業者選びに配慮をした対応を行っているかを確認しておりますので、委託状況については問題ないと考えております。

資料②-2についてご説明します。

こちらの資料は、令和７年４月から６月までのセンターの総合相談件数の一覧です。各センターに寄せられた相談を、相談形態や相談経路、こういった内容で、どのように対応したのか、区分で分けた一覧表となっております。相談経路・内容区分・対応区分については、件数の多い３項目を薄く緑色で色づけをしております。相談経路に関しては、家族・親族・後見人が最も多く、次いで本人、ケアマネジャーの順となっております。相談内容は介護・医療相談が最も多く、全体の約５６%を占めています。センター職員からは、身体機能や認知機能の低下などがみられる高齢者やその家族などから、介護保険制度や認定申請に関する相談が引き続き増加してい

ると聞いています。次いで多いのが、どの項目にも該当しない一般相談となっています。具体的な相談としては、地域活動に参加したい、安否確認、市の制度について知りたい等の相談がありました。複合的な相談が増加しているなか、内容区分を入力する際に複数の区分を計上できないシステムの使用となっているため、複数の区分にまたがる内容は主の相談内容を踏まえた計上としてもらうよう指導しております。相談件数については、全センター合計で延べ件数では 8,803 件、実人数では 3,731 人となっており、昨年度と比べて相談者・相談件数ともに増加しております。センターからは 1 件あたりの相談内容の重みが増していると聞いており、独居・困窮・障害などの複合的な課題を内包したケースが増加しているものと考えています。

次のページ以降は、各センターの相談形態、対応区分ごとの棒グラフになります。資料②-3 についてご説明します。

横軸はセンター、縦軸は、大きく 4 項目に分け、会議等、地域活動、介護事業所連携、医療との連携に区分しています。元気づくり・地域づくり会議で課題を抽出し、それに基づいて行った地域活動については、地域活動の中の 5 段目「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」に記載しています。地域活動は「出張相談・出前講座」、「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」、「地域活動団体との連携」の順で多くなっており、各センターとも、地域住民に密着した活動に時間を多く費やしています。活動報告数は松徳会、安心苑、サール・ナートの順に多くなっており松徳会では、イズミヤやウェルシアの店舗で地域高齢者に向けた健康講座を開催し、また、男性高齢者が地域で活動できる場所づくりに取り組んでいます。安心苑では、定期的に福祉委員会が主催する相談会の場に足を運び出張相談を行い、また、松徳会と同様、男性高齢者が地域で活動できる場所づくりに取り組んでいます。サール・ナートでは、毎週、定期的にひらかた元気くらわんか体操を行い、また、各校区のイベントへ積極的に出席することで地域の実態把握に取り組んでいます。

次の頁は、活動要約をセンター別にグラフ化したものになります。

案件 2 のご説明は以上になります。

会 長： ご報告ありがとうございました。ただいまの案件 2 のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(特になし)

【案件 3】地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化（常勤換算方法）の実施方針について

<資料③-1 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化（常勤換算方法）の実施方針について>

<資料③-2 職員配置の柔軟化（常勤換算方法）について（案）>

事務局： センターの職員配置について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置が可能となるよう、令和6年4月1日に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されていることにつきましては、令和6年度第2回本審議会にてご報告しております。当該省令の施行に伴い、昨年度末までに本市包括的支援事業に関する基準を定める条例施行規則の一部も改正しているところです。本市センターの設置状況を鑑み、実際にセンターが実施可能な職員配置の柔軟化（案）としまして、常勤換算方法による職員配置を検討して参りたいと考えています。

常勤換算方法とは、非常勤職員の勤務延時間数を、当該センターの常勤職員が勤務すべき時間数で除すことにより、非常勤職員の員数を常勤職員の員数に換算するものです。

昨年度までは、センターに配置する専門職員は常勤であることを求めておりましたが、本市条例施行規則の改正を踏まえ、常勤換算方法による職員配置を行うことで、欠員となっている常勤職員を補うことが可能となります。

ここで国が改正した省令を改めて確認しますが、常勤換算方法による職員配置の柔軟化を実施する場合、本審議会における承認を前提とした記載となっています。これを資料中では、「原則の考え方」欄に、都度審議会に諮りご判断いただくものとして記載しています。次に、右の「想定されること」欄をご覧ください。審議会の開催時期によっては常勤換算方法による職員配置の運用可否の判断に数か月要することとなり、専門職員の欠員の期間が長期化する可能性があります。

そこで案としてお示ししますのが一段下の部分となります。予め本審議会にてお認めいただいた実施条件への適合確認を本市が行います。これによると、センター運営事業者から常勤換算方法による職員配置の柔軟化を実施したい旨ご相談があった際、審議会の開催時期を待たず、市が実施条件への適合確認を速やかに行うことが可能となり、早期の専門職員の配置が期待できると考えます。

原則の考え方とは異なる方法となることについて大阪府へ確認を行いました、各自治体の判断により運用してもらうことは差し支えない旨説明を受けているところです。なお、センターの専門職は常勤職員という原則は引き続きございますが、お示ししている常勤換算方法による職員配置につきましては、本審議会にて認められた場合の例外的な取扱いとして位置づけてまいります。

実施条件は6つ設けてたいと考えております。

一点目として、「常勤職員を配置することが著しく困難であること」です。公共職業安定所等にて少なくとも常勤職員を2か月の間求人することを条件としています。本市では、仕様書にて定めている専門職員数に実際に配置されている職員数が満たない期間が4か月を超える時から、委託料の減額が生じます。委託料の減額が生じるまでの期間において、どれくらいの期間、常勤職員の求人も求めるかを協議した結果、2か月とさせていただいております。

二点目として、「配置される職員の過半数は常勤職員であること」、三点目とし

て、「配置される 1 人目の 3 職種すべてが常勤職員であること」です。いずれも常勤職員の配置を原則としており、過半数・1 人目の 3 職種は常勤職員といった一定の制約を設けたものです。

四点目として、「常勤職員 1 名分を職員配置の柔軟化（常勤換算方法）により配置する場合、配置する非常勤職員は 3 名以内とし、職種は問わないが非常勤職員の職種は同一とすること」です。

五点目として、「常勤換算数が 1.0 以上であること」、六点目として、「常勤換算方法による配置は当該年度を限度とすること」です。六点目について、当該年度における常勤換算方法による職員配置を原則とするものの、年度を跨いで当該職員配置を継続する場合、改めて市が実施条件への適合を確認することとします。

次の頁では、常勤換算方法による職員配置を実施する際のイメージをお示ししており、上部①～③の条件は一つ前のスライドの 6 つの条件から一部抜粋したものになります。5 人の専門職員を配置するセンターにおいて、左側は①～③の条件を満たす配置となります。右側については、②及び③の条件を満たしていません。②ですが、主任ケアマネ 1 人目は必ず専門職員として配置されている必要があり、③については非常勤職員の職種が同一である必要があります。

最後の頁ですが、本案をご承認いただけましたらお示しのスケジュールで運用を開始していきたいと考えています。

補足ですが、本年 7 月末時点において、欠員が生じているセンターはございません。

資料③-2 につきましては、センター運営事業者へお示しする際に使用する案となります。資料③-1 で言及していないものとしましては、「4 留意事項」でして、所長兼管理者については、常勤換算方法による職員配置は認めないこととします。

案件 3 のご説明は以上になります。

会 長： 以前の本審議会にて、職員配置の柔軟化について事務局が報告を行っていましたが、今回、枚方市のセンターにおける具体的な運用を検討していくということですね。事務局が示した（案）としては、本審議会にて確認した一定の条件に基づき、市が適合確認を行うというものです。

ただいまの案件 3 のご説明に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員： 一点目として、「主任」の役職を持つケアマネジャーについて、非常勤職員を配置することは適切なのでしょうか。枚方市としては問題ないと判断されるのでしょうか。

二点目として、例えば保健師 2 名の配置が必要な場合、4 名の非常勤を配置することは可能なのでしょうか。また、確認ですが、全員が非常勤職員ということは不可ですよね。

三点目として、際限なく常勤換算方法による職員配置の継続について打診があった場合、条件を満たせば無制限に非常勤職員の配置を認めるのでしょうか。

事務局： 一点目について、実施条件の三点目になりますが、配置する主任ケアマネジャーの1人目は常勤職員であることを求めているため、センターに常勤の主任ケアマネジャーが不在のまま、当該制度の実施することはございません。必ず常勤の主任ケアマネジャーが在籍しているか確認します。また、主任ケアマネジャーに限り、常勤換算による職員配置を認めないといった根拠等も国から示されておりませんので、市としても問題ないと考えています。

二点目について、同じく実施条件の三点目になりますが、配置される各専門職の1人目は常勤職員であることを求めているため、2名の保健師を4名の非常勤職員で補うことはできません。また、配置される職員の過半数は常勤職員である必要もあるため、全員が非常勤職員という体制は認められません。

三点目について、条件を満たせば無制限に非常勤職員の配置を認めることですが、明確に何年間はといった制約の設定は考えておりません。委員皆様からこの点について、ご意見をいただきたいのですが如何でしょうか。

委員： 常勤職員の配置を前提とした基本的な考えから、一定の条件を設けることが適切でないかと考えます。何年間といった根拠はありませんが、当該制度をスタートさせるにあたって、例えば5年間と条件を設けて、これらの条件で適切に制度が運用されるか経過を観察していくことは如何でしょうか。また、後から条件を増やすことは負担となるでしょうし、タイミングとしてはスタート時に条件を設けた方がいいように考えます。

その他、例えば非常勤職員が市内の複数のセンターに同時に勤務する可能性があるのではないかと思います。その場合、1箇所のみ勤務に限定するのか何箇所までは是とするのかなど検討しておくべきかもしれません。

事務局： ご意見ありがとうございます。常勤換算方法による職員配置の実施期間の上限、市内の複数のセンターへの勤務につきまして協議させていただきます。

会長： では、常勤換算方法による職員配置につきましては、市が実施条件への適合確認を行いすべて満たされていたら、本審議会が当該制度の実施の必要性があると認めたものとして取り扱うこととなります。皆様、異論はございませんでしょうか。

(異論なし)

【案件４】枚方市地域包括支援センター包括的支援事業に係る評価及び介護予防支援事業に係る運営指導の実施について

＜資料④-１ 地域包括支援センターの評価指標の見直し等について＞

＜資料④-２ 運営状況の評価（国調査票）＞

＜資料④-３ 重点的な取組みの評価（市調査票）＞

＜資料④-４ 指定介護予防支援事業所点検表＞

事務局：センターが実施する事業の評価について、センターは自己評価を行い質の向上を図る一方、市町村は定期的にセンターの事業の実施状況について評価を行う必要があると、介護保険法にそれぞれ規定されています。

昨年度まで、国が示す評価指標による評価、本市独自の評価指標による評価を実施して参りました。今年度以降としまして、国が示す評価指標については介護保険法の趣旨を踏まえ、より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう評価指標の見直しが図られたため、本市においても見直された評価指標を活用することとします。以下、運営状況の評価と称します。また、国が示す評価指標の見直しが行われたことに伴い、本市独自の評価指標についても、重点的に取り組む３項目に特化したものへ見直しを行いました。以下、重点的な取組みの評価と称します。なお、この本市独自の評価指標である「認知症施策に関する取組み」「終活・ACP（人生会議）に関する取組み」「地域ケア会議（自立支援型地域ケア会議）に関する取組み」について、センター事業計画に当該指標を設定したのが令和７年度からであるため、評価を実施するのは令和８年度からとなります。よって、本年度の評価は、国が示す評価指標のみを活用することとなります。

実際に評価に使用する調査票をご覧ください。

まず、資料④-１の運営状況の評価における国調査票をご覧ください。

評価項目については、「センターの事業評価に係る指標」に数字及びアルファベットが入力されているもののみです。

次に、資料④-３の重点的な取組みの評価における市調査票をご覧ください。

評価項目については、認知症施策に関する取組み、終活・ACP（人生会議）に関する取組み、地域ケア会議に関する取組みの３つとなります。

いずれの評価においても、健康福祉政策課及び健康福祉総合相談課と連携し、必要に応じてセンターに足を運び聞き取りを行ったうえ、評価を行ってまいります。

続きまして、資料④-４の指定介護予防支援事業所点検表をご覧ください。

枚方市地域包括支援センターを運営する事業者に対し、介護予防支援事業を行う事業者として本市が指定しており、センターは指定介護予防支援事業者として、本市条例及び条例施行規則を遵守のうえ、要支援者の心身の状況等に応じて適切に指定介護予防支援を提供するとともに、自らその質の向上等に努める必要があります。

当該資料は本市条例等を踏まえ作成した点検表であり、当該点検表を活用し、指

定介護予防支援事業者であるセンターによる自己点検結果を確認のうえ、必要に応じて指導を行ってまいります。

委員： 資料④-2について、内容がすべて見直されたわけではなく部分的に見直されたという理解でよろしいでしょうか。また、評価自体は令和8年度からになるのでしょうか。

事務局： 内容のすべてが見直されたわけではありません。今回、センターの事業評価を通じた機能強化を目的として、内容の一部見直しが行われております。

評価につきまして、資料④-2の国の調査票を用いた評価は令和7年度から実施し、資料④-3の市独自の調査票を用いた評価は令和8年度から実施となります。この市独自の調査票の項目については、令和7年度から事業計画に据えており、当該実績に対する評価は令和8年度に実施するため、今年度は実施いたしません。

委員： これまでの評価表は数多くの項目を備えていたため、十分な評価が可能なのかと感じる部分もありますが、まずは資料④-2の国の調査票を活用し評価するとともに、更に確認したい内容については、資料④-3の市の調査票を活用し評価を実施する方法がいいのではないかと考えました。

会長： その他、本日、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。特に無いようでしたら、これですべての案件が終了となります。最後に事務局より報告があります。

事務局： 前回の本審議会にて木島委員より、高齢者見守り110番事業便りの配付先として、枚方市老人クラブ連合会等関係機関も含めてみてはというご意見をいただいております。

当該便りは、センターが協力店舗に対して、前年度協力店舗数等をご報告するとともに引き続きご協力のお願いでご挨拶する際にお配りしているものですが、関係機関よりご要望あれば配付させていただけますことをご報告いたします。

その他2点、ご確認とご報告をさせていただきます。

案件3にてご意見いただきました常勤換算方法による職員配置の実施期間の上限、非常勤職員が市内の複数のセンターへ勤務することにつきましては、事務局にて検討のうえ会長に確認させていただきます。ですので、会長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異論なし)

事務局： もう1点ですが、本年8月1日付けで健康福祉部部長の林が異動し、新たに上田が部長を務めますので引き続きよろしくお願いいたします。

会 長： では、これをもちまして、令和7年度第2回枚方市地域包括支援センター運営等
審議会を閉会します。